

ギリシャの譲許表XXVに含まれた製品の輸入税引上げ

(G/27、1952年11月3日採択：BISD 1S/23, 51)

【事実の概要】

ギリシャはアヌシー及びトローキーにおける関税交渉において、譲許表XXVに含まれた品目に対する金 (metallic) ドラクマ関税率の紙幣 (paper) ドラクマ関税率への換算率を1939年以前に適用された換算率にバインドすることに合意した。その換算率は、同譲許表の注釈に記されていた。

ギリシャは、財政上の困難に対応するための緊急措置として、1952年7月10日の決定第766号により譲許表に記された水準を越えて多数の製品につき前述の換算率を引き上げた。英国及び他の利害関係国は、これを一般協定第2条第1項の規定に違反すると主張した。ギリシャは、その違反を認めた。

英国その他の影響を受けた締約国は、ギリシャ政府が提案した日より前にこの換算率が譲許表に記された水準に引き下げられれば、問題の満足すべき解決があったと認めるとした。

【報告要旨】

締約国団は、提案された期日までにこの措置を撤廃するというギリシャ政府の約束 (undertaking) に留意し、この約束を実施するためにとった措置を報告することをギリシャ政府に要請するようにパネルは勧告した。

【解説】

自国の措置が一般協定に基づく義務に合致しないことを被申立国が認め、紛争の解決策について紛争当事国間の合意があったので、そのことを事実関係に加えて記し、義務違反の措置の撤廃の約束を締約国団が留意し、その約束の実施についての報告を被申立国に締約国団が要請することを第23条第2項の締約国団の勧告として行うことを提案したが、本件のパネル報告である。

ギリシャは、平価切下げ後、1953年8月に問題の換算率を以前のものに戻した⁽¹⁾。

なお本件は、ガットにおいてパネル手続が初めて使われた締約国団第7会期 (1952年) において同手続により処理された紛争4件のなかの1つである⁽²⁾。締約国団議長は、同

手続の成功は、紛争当事国の協力によるところが大きいと賞賛した⁽³⁾。

〈注〉

- (1) 内田宏・堀太郎「ガットー展望と分析」601頁 (日本関税協会、昭和34年)。
- (2) 他の3件は、「ギリシャの特別輸入税」(BISD 1S/48)、「西独のイワシ製品輸入取扱い」(BISD 1S/53) 及び「ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金」(BISD 1S/59) である。GATT, International Trade 1952, at 96; Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Trade Diplomacy 87 (2nd ed. 1990).
- (3) Hudec, supra note (2), at 89.

(清水 章雄)